

2023年1月12日

日本教職員組合
中央執行委員長 瀧本 司 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞



11.18 回答に対する再要望書

日頃より、貴職におかれては、「教え子を再び戦場に送らない」日教組大方針の下、ご尽力されていることと拝察します。

さて、11月16日に、貴組合の担当中執から、弊組合提出の全国教研のレポートの記述内容について変更するように求められ、当該レポートを提出した弊組合の組合員は、レポートに修正を施し、入稿することとなりました。今回修正した箇所は「はじめに」の部分であり、実践を行った経緯や、授業等を通して生徒に何を伝え、どのような思考や理解を促したいのか等の、レポート作成の動機や思いを表した文章でした。そのようないわばレポートの根幹にあたる部分の修正は、恒久平和主義を筆頭とする基本原理を維持・確立する力を養う授業実践に長年とりくむエキスパートである当該組合員にとって、極めて無念であり、苦悩した末の選択であったことを先ず申し上げたいと思います。

今回の修正要求に対し、弊組合は、11月17日に貴職宛てに「第72次全国教研レポートに関する緊急要望書」を提出し、文書回答を求めましたが、未だ文書回答をいただけていません。翌18日に今次全国教育研究集会実行委員長(以下、実行委員長)から電話で口頭回答を伝えられましたが、その内容並びに対応は、弊組合の疑問に答えるどころか、事の重大性を十分認識していないのではないかと思わざるを得ないものでした。

弊組合は、12月28日にリポーター等を含む拡大執行委員会を開催し、このたびの問題点や今後の対応方針などを確認しました。弊組合は本件を、憲法19条や23条で保障されるリポーターの表現の自由、教育研究の自由、思想信条の自由を侵害するとともに、恒久平和のための「護憲」の覚悟が問われる重大な案件であるととらえ、下記のとおり要望します。

前回提出した要望書と内容が重複する部分もありますが、以下の各項目に対して、改めて日教組としての正式な形での文書回答を求めます。教研集会開催まで日数のない中でもあることから、速やかなるご回答をよろしく願います。

記

1 このたびの修正指示が基本的人権の保障にかかわることについて

- 1) このたびの修正指示は、憲法で保障される思想、信条、表現の自由を結果的に侵害するものであると弊組合は捉えているが、このことに対する見解を伺いたい。
- 2) 修正期限まで時間もないことから最低限の修正を行ったが、この修正をもってレポートが受領されたのか、さらなる修正の必要があるものなのか、なんら見解などが伝えられていない。再提出レポートの扱いについて回答をいただきたい。

- 3) 先の要望書で、「このような修正指示等は教育活動の萎縮につながる」とした弊組合の指摘に対して、「そのような受け止めをされてしまったことに対しては大変遺憾であり」と、受け止めた弊組合側に課題があったかのような回答は納得できない。改めて見解を伺いたい。またこのようなりポートの修正指示が「教育活動の萎縮」につながらないための具体的な進め方を詳らかにされたい。

2 レポートの修正等を求めたことについて

- 1) はじめの修正指示は弊組合担当書記に伝えられたが、単なる誤字・脱字等ならともかく、内容にかかわるものであれば、担当執行委員等に対して直接なされるべきと考えるが、見解を伺いたい。
- 2) このたびのような修正指示は他分科会のレポートに対してもなされているのか、また、その際、修正指示の要否等に関して当然あるべき統一的な基準を、改めて詳らかにしていただきたい。基準を明示できないならばその理由を伺いたい。
- 3) 日教組では、全単組からの全レポートを、中執及び顧問弁護士等が内容にまで立ち入って事細かに検分し、「不適切」とする表現・文章に対して修正指示をしているのかどうかを伺いたい。そうであるならば、それはいつから行われているか伺いたい。また、検分や修正指示の要否等の基準について事前に全単組及び組合員に周知されていない理由について伺いたい。
- 4) 修正指示箇所について、どのようなメンバーで協議され、どのような見解で修正が必要と判断し、どこで決定されたものか伺いたい。また、はじめ数カ所あった修正指示が再度の修正指示では1カ所となっていたが、そのような変更に至った経緯について詳らかにされたい。

3 正当な教研発表等に対する外部からの不当な攻撃について

- 1) 前回要望で、「一部マスメディアや団体等から攻撃された場合」の日教組の対応について伺ったが、「全国教研を主催する責任者として、事後に起こりえる事象について、単組に責任を押しつけて終わりとはしない」との口頭回答をいただいた。全国の単組や組合員が攻撃される事象が生じた場合の具体的な対策を詳らかにされたい。

4 護憲・恒久平和主義の現状が危機的状況にあることについて

- 1) 「教え子を再び戦場に送らない」ために、改憲阻止と平和憲法理解のとりくみ等が急務であるとの弊組合の前回要望に対して、「日教組としてもご指摘の部分にいささかも異論はない」との口頭回答をいただいた。護憲・恒久平和主義の危機的現状に対して、日教組としてどのように対峙し抗していくのか、基本的方針と、今後講じていく具体的対策・措置を伺いたい。
- 2) 日教組は、毎年度憲法学習会開催の指示を下している。この際、日本国憲法前文に謳う恒久平和主義及び第9条に関し、日教組としての解釈を示したリーフレット等を作成して全単組及び組合員にご配布願いたい。リーフレットが難しい場合は、中央執行委員会名での解釈を記した文書をご作成頂きたい。

5 その他について

- 1) 単組代表者名で提出した要望書に対して、前回、日教組代表者以外の者から回答がなされたことに対して、いかなる見解をお持ちか伺いたい。
- 2) 弊組合の再要望に対して、改めて文書による回答を求める。また、それをしないとすれば、その理由を明らかにされたい。

以上